

# 令和3年著作権法改正 ～なにが、どう変わる？～

2022年度 2022/10/21  
大学図書館職員短期研修

千葉大学附属図書館 利用支援企画課利用支援企画グループ  
高木晃子

# 本日の内容

- 令和3年著作権法改正とその背景
- 31条（+関連条項）の改正ポイント
- 図書館資料のメール送信等開始に向けた議論のプロセス
- ここまでの協議内容
- 今後の流れ（予想）・まとめ
- 今回の改正（+著作権法全般）についてより詳しく知るために

# 自己紹介

**名前** 高木 晃子

## 所属・業務歴

2015年度に千葉大学附属図書館に入職（現在8年目）

2015-16 千葉大学附属図書館（本館） 学術コンテンツ課学術コンテンツグループ  
図書担当。関連して選書ツアー運営・英語多読コーナーの設置など

2017-18 千葉大学附属図書館 学術コンテンツ課亥鼻分館係  
亥鼻分館（医学図書館）の業務全般（図書・雑誌・閲覧・ガイダンスなど）

2019 - 現在 千葉大学附属図書館（本館） 利用支援企画課利用支援企画グループ  
2019年度は和雑誌担当。2020年度にグループ内で担当を交代し現在に至る。

## 現在の担当業務

後で出てきます

機関リポジトリ運営、英語相談デスク運営、SARTRASへの各種申請業務など

## 著作権に関する（学外）業務

- 国公立大学図書館協力委員会著作権検討委員会 委員
- 日本図書館協会著作権委員会 委員
- 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会  
特定図書館等分科会 委員

## 著作権問題に関わるようになったきっかけ

- 千葉大の前任者が異動になったため、  
上司の頼みで国公立とJLAの委員を交代することに…
- 大学では文学専攻で、法律については素人
- 委員になる前の法律系の知識は、  
公務員試験の勉強と文化庁主催の著作権実務講習会の受講程度

# 皆さんに質問

Zoomのリアクション機能を使って教えてください。

- ①文化庁の「著作権実務講習会」を受講済みの方、  
そのほか、著作権法についての学習歴がある方  
(図書館情報学や法学の授業で教わったなど)
- ②「令和3年著作権法改正」について、改正の概要を説明できる方  
(9～10月のオンライン説明会に参加したなど)

# 本講義資料について

- 現在、関係者協議会で協議中・未確定の事柄も多いため、現時点でオープンにできる事柄を中心に話していきます。
  - 法改正の経緯、著作権法の条文
  - 確定済みで公表可能な事項
- 右上に★マークのあるスライドは、当日投影と事後公開のみ。  
(9月末以降に公表可能になった事柄)
- 右上に **当日のみ** マークのあるスライドは、当日投影のみ。  
(事前配布・事後公開には含みません)

# 令和3年著作権法改正とその背景

# 令和3年著作権法改正の概要① (まずはおさらい)

日本の著作権法で定められている著作者の権利  
→以下の2つの権利から構成されている

**著作者人格権** → 著作者の精神的利益を守るための権利  
…公表権、氏名表示権、同一性保持権

**著作権（財産権）** → 著作者の財産的利益を守るための権利  
…複製権、上演権・演奏権、公衆送信権など

参考：文化庁『令和4年度著作権テキスト』

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html> 8

# 令和3年著作権法改正の概要② (まずはおさらい)

通常、著作物を利用（複製・上演・公衆送信など）するには、著作権者の許諾（+利用料の支払いなど）が必要

一定の条件を満たした場合に、許諾なしで著作物が利用できるようになる例外規定が「**権利制限規定**」

例：

今日のテーマ

私的利用のための複製（第30条）

図書館等での複製・インターネット送信等（第31条）

学校その他の教育機関における複製・公衆送信等（第35条）

など…

※「出所の明示」「補償金支払い」が必要な場合あり

参考：文化庁『令和4年度著作権テキスト』

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

# 令和3年著作権法改正の概要③

非常に簡略化して言うと、

- 図書館（条件あり）から所蔵資料（条件あり）を公衆送信してもらい、
- 図書館に来なくても（自宅などから）
- 所蔵資料（の一部）を電子で読めるようにする

…ために、権利制限規定の変更・追加を行う、というのが今回の法改正の趣旨。

NDLの絶版等資料のインターネット送信は既に開始済み（2022/5/19-）。

現在、大学図書館・NDL・公共図書館ほかの蔵書の

インターネット送信について、関係者協議会で詳細を検討している。

# 今回の法改正の背景①

2020.4～ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館など

→インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化

例) 「図書館休館対策プロジェクト」による

「図書館休館による研究への影響についての緊急アンケート」 (2020/4/17-4/30)

[https://7a64ccfc-4343-4e56-831b-78b6fa3c99c3.filesusr.com/ugd/f24217\\_d960f0ab8d794eed98a28baab93f4312.pdf](https://7a64ccfc-4343-4e56-831b-78b6fa3c99c3.filesusr.com/ugd/f24217_d960f0ab8d794eed98a28baab93f4312.pdf)

- 広義の研究者 (大学・民間企業等の所属は不問) 及び学生 (大学院生・大学生・研究生等)  
約2,500名が回答 (※主に人文・社会科学系)
  - 図書館休館で研究に「非常に重大な影響がある」人が約6割
  - 「デジタル化資料の公開範囲拡大」を望む人が約75%
  - 「研究目的の文献について、来館を伴わない文献の貸出しサービスの実施 (例:文献の郵送や一部電子化等)」を望む人が約73%

## 今回の法改正の背景②

- コロナ対策のためだけの改正ではない
  - あくまでも従来から指摘されていた、図書館関係の権利制限規定のデジタル化・ネットワーク化への対応不備を補うもの
  - 国の「**知的財産推進計画**」が背景にある
  - もちろん、コロナ禍も一つのきっかけではある

# 今回の法改正の背景③

知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）  
第5章「コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築」  
第3節「デジタルアーカイブ社会の実現」（P66）

絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

（赤字・下線は引用者）

# 今回の法改正の背景④

## 工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisiniinkai/suisin/dai4/siryou1-3.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/suisin/dai4/siryou1-3.pdf)

(赤字・下線は引用者)

# 文化審議会での審議、パブコメ実施 (R2.7~R3.2)

2020/7/29	文化審議会著作権分科会法制度小委員会（以下、「小委員会」）で、図書館関係の権利制限規程の在り方に関するワーキングチーム（以下、「WT」）立ち上げ決定
2020/8~11	WTでの審議（全5回）
2020/11/13	WT版報告書を公開
2020/12/4	小委員会で、WT版報告書に基づいて審議。同日、パブコメ募集開始（12/21まで）
2021/1/15	小委員会で、パブコメ内容を受け審議→小委員会版報告書を同日公開
2021/2/3	著作権分科会で、最終的な報告書案の審議→確定し同日公開。立法へ。

参考 文化審議会著作権分科会

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/>

# 国会審議の過程（令和3年 第204回国会）

2021/5/14	衆議院文部科学委員会 可決
5/18	衆議院本会議 可決
5/25	参議院文教科学委員会 可決
5/26	参議院本会議 可決
5/28	内閣府 閣議決定
6/2	公布

参考

日本図書館協会「著作権委員会」>2021年著作権法改正

<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/280/Default.aspx>

衆議院「閣法第204回国会57著作権法の一部を改正する法律案 議案審議経過情報」

[https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DD1FEE.htm](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DD1FEE.htm)

# 1. ① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

(第31条第4項等関係)

## 【現行制度・課題】

- ・ 国立国会図書館は、デジタル化した絶版等資料（絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料）のデータを、公共図書館や大学図書館等に送信することなどが可能。
  - ⇒ 利用者は、公共図書館や大学図書館等に足を運んで、絶版等資料を閲覧
  - ⇒ 感染症対策等のために図書館が休館している場合や、病気等で図書館に行けない場合、近隣に図書館が存在しない場合には、絶版等資料の閲覧が困難

## 【改正内容】

- ・ 国立国会図書館が、絶版等資料（3月以内に複製等の予定があるものを除く）のデータを、事前登録した利用者（ID・パスワードで管理）に対して、直接送信できるようにする。
  - ⇒ 利用者は、国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できるようになる  
（※）実際に送信対象とする資料は、当事者間協議に基づく現行の運用（漫画・商業雑誌等を除外）を尊重
- ・ 利用者側では、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）を可能とする。

<現行：図書館等のみ送信可能>



2

# NDLの「個人向けデジタル化資料送信サービス」 開始（2022.5.19～）

約152万点が公開。

Twitterなどでも大きな話題となり、利用者ID発行手続きの遅延も発生。

「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」（2021.12.3）では、大学図書館・公共図書館が保有する絶版等資料のデータについて、NDLへ積極的に提供されることが望ましいと記されている。

→デジタルデータ提供の手順を解説したページが公開されている（下記◎）。  
各図書館でどのように対応していくかが今後の課題。

参考：

「「個人向けデジタル化資料送信サービス」の開始について」（2022.5.19 国立国会図書館プレスリリース）

[https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/\\_icsFiles/afieldfile/2022/05/16/pr220519\\_01.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/_icsFiles/afieldfile/2022/05/16/pr220519_01.pdf)

「「個人向けデジタル化資料送信サービス」の手続（利用者登録）にお時間をいただいております」（2022.5.23 国立国会図書館）

[https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/220523\\_01.html](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/220523_01.html)

「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」（2021.12.3 国立国会図書館）

[https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/kojinsoshin\\_agreement.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/kojinsoshin_agreement.pdf)

「国立国会図書館未収かつ入手困難資料のデータ収集事業へのご協力をお願い」（国立国会図書館）◎

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/data-acceptance.html>

## この写真も話題になりました (NDL所蔵資料デジタル化の作業風景)



出典：『国立国会図書館月報』733号（2022年5月）p.6  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12233022\\_po\\_geppo2205.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12233022_po_geppo2205.pdf?contentNo=1)



## 【権利者保護のための厳格な要件設定】

### (1) 正規の電子出版等の市場との競合防止

著作物の種類や電子出版等の実施状況などに照らし「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信を行うことができない旨のただし書を設ける。

(※) 具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下で幅広い関係者によりガイドラインを作成

### (2) 利用者によるデータの不正拡散等の防止

・事前に、利用者が図書館等に氏名・連絡先等を登録することを求める。

(※) 登録の際、不正利用防止のための規約への同意を求める。不正利用が判明した場合はサービスを停止

・図書館等による公衆送信に当たって、技術的措置（コピーガードの付加や、電子透かしによる利用者情報の付加など：省令で具体化）を講ずることを求める。

### (3) 図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保

以下の要件を満たす図書館等のみが公衆送信を実施できることとする。

(ア) 公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること

(イ) 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること

(ウ) 利用者情報を適切に管理すること

(エ) 公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること

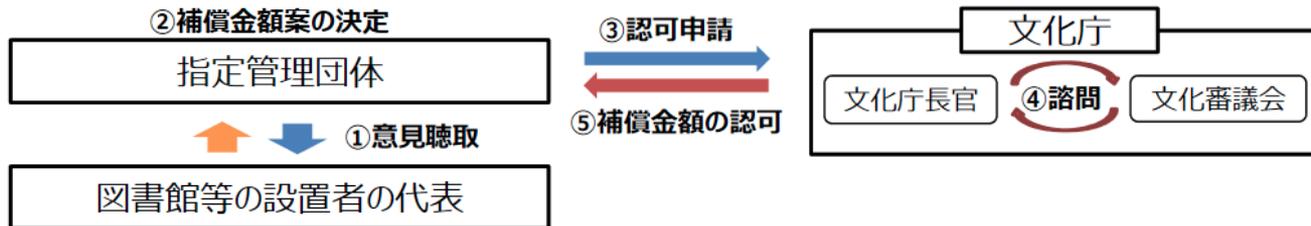
(オ) その他、文部科学省令で定める措置を講ずること

(※) 上記のほか、関係者間で運用上の詳細なルールが定められることを想定

# 補償金に関するスキーム（イメージ）

## 補償金額の認可

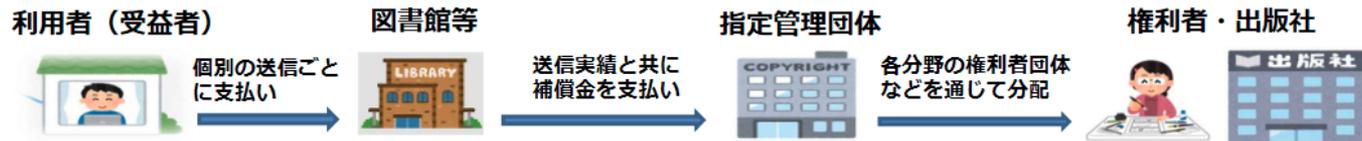
- 指定管理団体が、①**図書館等の設置者の代表からの意見聴取**を経て、②**補償金額案を決定**し、③文化庁長官に対して**認可申請**を行う。
- 文化庁長官は、④**文化審議会への諮問**を経て、⑤適正な額であると認めるときは**補償金額の認可**を行う。



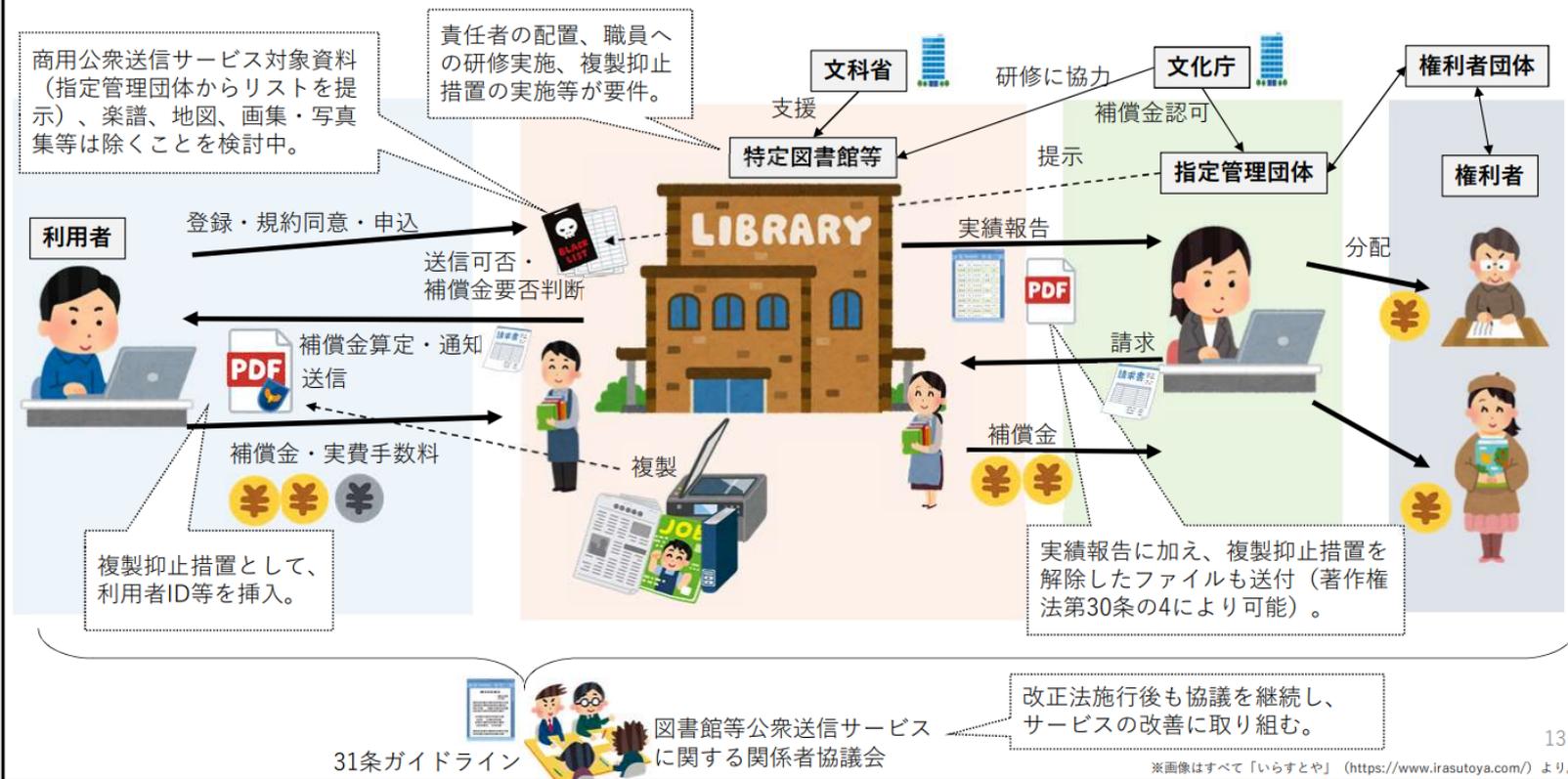
(※) なお、この補償金は、裁定制度における補償金のように、個別の利用ごとにアドホックに定められるものではなく、**図書館等における送信サービスにおいて幅広く適用される一般的な基準**として定められるもの。

## 補償金の徴収・分配

- 各図書館等が、**個別の送信ごとに利用者（受益者）から補償金を徴収**し、一括して**指定管理団体に支払う**（その際、**送信実績もあわせて送付**する）
- 指定管理団体は、**送信実績**をもとに、**各分野の権利者団体などを通じて権利者・出版社に分配**。



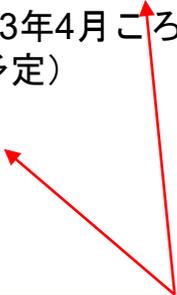
# 公衆送信サービスの全体イメージ (想定)



参考：「早わかり図書館等公衆送信サービス」p. 7 (9/30 図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会 配布資料)

[https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20220930\\_toshokankoshusoshin.pdf](https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20220930_toshokankoshusoshin.pdf)

# 新制度で出来るようになること（大まかなまとめ）

館種	改正法施行前	改正法施行後 (これまでに+)	いつから？
国立国会図書館 <b>【第31条第4項】</b>	デジタル化絶版等資料を 図書館に送信 （利用者は要来館）	絶版等資料のデータを、 事前登録した利用者個人 にも送信できる （利用者は <b>来館不要</b> ）	2022年5月 ※当面は閲覧のみ。 プリントアウト は2023年1月に 開始予定
国立国会図書館、 公共図書館、 大学図書館ほか <b>【第31条第2項】</b>	著作物の一部分 （発行後相当期間を経過した 定期刊行物に掲載された個々の 著作物にあってはその全部） を複製して利用者に提供 （紙媒体のみ、 来館または郵送受取）  ※対象となる館種に ついての定めあり （著作権法施行令第1条の3）	著作物の一部分 （国等の周知目的資料および 政令で定めるものにあつては その全部） をメール等でも利用者に 提供できる （利用者は <b>来館不要</b> ） ※補償金支払いが必要  ※対象となる館種かつ、 「特定図書館」としての 要件も満たす必要あり	2023年4月ころ （予定）  

施行時期の違いにより、  
 新旧対照表が分かれる  
 ことに注意！

# 「新旧対照表」とは？

上段：  
改正後の条文

下段：  
改正前の条文

<p>31 前項に規定する特定の図書館とは、図書館等であつて次に掲げる条件を備えるものをいう。</p> <p>一 前項の規定による公衆送信を行う業務を適正に実施するため必要と認められていること。</p> <p>二 前項の規定による公衆送信に際して業務に専事する職員が在り、当該業務を適正に実施するための措置を講じていること。</p> <p>三 利用者権を適切に管理するために必要な措置を講じていること。</p> <p>四 前項の規定による公衆送信のために作成された複製的記録に係る複製が同項に定める目的以外のために利用されることを防止して、又は防止するために必要な措置として文部科学省で定める措置を講じていること。</p> <p>五 前項中に掲げるものほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省で定める措置を講じていること。</p>	<p>31 前項に規定する特定の図書館とは、図書館等であつて次に掲げる条件を備えるものをいう。</p> <p>一 前項の規定による公衆送信を行う業務を適正に実施するため必要と認められていること。</p> <p>二 前項の規定による公衆送信に際して業務に専事する職員が在り、当該業務を適正に実施するための措置を講じていること。</p> <p>三 利用者権を適切に管理するために必要な措置を講じていること。</p> <p>四 前項の規定による公衆送信のために作成された複製的記録に係る複製が同項に定める目的以外のために利用されることを防止して、又は防止するために必要な措置として文部科学省で定める措置を講じていること。</p> <p>五 前項中に掲げるものほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省で定める措置を講じていること。</p>
--	--

傍線：  
改正前後で  
変更がある部分

下段が空欄：  
新設された条項

# 具体的になにが便利になる？

## 【第31条第4項関係】

- NDLや図書館送信の参加館にわざわざ来館しなくても、NDL所蔵の絶版等資料を読むことができる
  - 一般には入手しにくい、古い時代の資料へのアクセスが容易に
  - 特に、地方在住の方にとってメリットが大きい
  - 「自宅の隣に国会図書館」と表現する記事も (※)

## 【第31条第2項関係】

- 様々な理由で身近な図書館（近くの公共図書館・自分の大学の図書館など）やNDLに行けない時でも、資料（の一部）を自宅などから閲覧することができる
  - コロナ禍やその他の理由での外出制限期間中
  - けがや病気で動けないとき（入院中・自宅療養中など）
  - 遠方にいるとき（出張中・帰省中、地方在住の方のNDL利用など）

(※) 「元司書が語る！ 国立国会図書館の絶版本「読み放題解禁」がすごい」  
(ダイヤモンド・オンライン 2022.5.19)  
<https://diamond.jp/articles/-/303076>

# 新制度で出来るようになること（大まかなまとめ）

館種	改正法施行前	改正法施行後 (これまでに+)	いつから？
国立国会図書館 【第31条第4項】	デジタル化絶版等資料を 図書館に送信 (利用者は要来館)	絶版等資料のデータを、 事前登録した利用者個人 にも送信できる (利用者は来館不要)	2022年5月 ※当面は閲覧のみ。 プリントアウト は2023年1月に 開始予定
国立国会図書館、 公共図書館、 大学図書館ほか 【第31条第2項】	著作物の一部分 (発行後相当期間を経過した 定期刊行物に掲載された個々の 著作物にあっては其の全部) を複製して利用者に提供 (紙媒体のみ、 来館または郵送受取)  ※対象となる館種に ついての定めあり (著作権法施行令第1条の3)	著作物の一部分 (国等の周知目的資料および 政令で定めるものにあっては 其の全部) をメール等でも利用者に 提供できる (利用者は来館不要) ※補償金支払いが必要  ※対象となる館種かつ、 「特定図書館」としての 要件も満たす必要あり	2023年4月 (予定)

# 新制度についてよくある質問①

Q 新制度とILLの関係は？

A 今回の法改正は自館の所蔵資料を利用者個人に公衆送信できるようになるというもの。  
従来の紙ベースでのILL業務の在り方を変えることは意図されていない。現在のILL業務と本制度は分けて考えていただき、それぞれの制度のガイドラインに従って業務を進めていただく、というのが原則になる。

Q 従来のILLについては、今後も補償金の対象外？

A 紙ベースでのILLは、従来通りコピー代や郵送代の実費を徴収するのみ。補償金は上乗せされない。

## 新制度についてのよくある質問②

**Q** 補償金さえ払えばどのような資料でも公衆送信を行える？

**A** 送信対象資料についての  
「権利者の利益を不当に害さない範囲で」という制約や、  
一つの資料について送信できる分量の制約がかかるため、  
「どのような資料でも無制限に送信できる」わけではない。

※具体的な制約については現在協議中

# 31条 (+関連条項) の改正ポイント

# 条文の新旧対照①

【改正前の条文】 第31条第1項 [図書館資料の複製]

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分 （発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部） の複製物を一人につき一部提供する場合

（下線&赤字は引用者、以下スライドも同様）

文化庁「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照表」 p.29

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03\\_hokaisei/pdf/93181001\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_04.pdf)

## 条文の新旧対照②

### 【改正後の条文】 第31条第1項 [図書館資料の複製]

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

# 条文の新旧対照③-1

【改正後の条文】 第31条第2項 [特定図書館によるメール送信等；今回新設]

特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（カッコ内省略）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分 （国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部） について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（カッコ内省略）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

## 条文の新旧対照③-2

【改正後の条文】 第31条第2項（つづき）

- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
- 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）

# 31条第1項・2項の改正ポイント

- 改正**後**の条文では、著作物の「**全部**」を複製／公衆送信できる場合についての要件が改正**前**の31条第1項と大きく異なる
  - 新設されたメール送信等に関する条文（第31条第2項）だけでなく、複製に関する従来からの規定（第31条第1項）についても同様。
- 2つの条項において「全部」が送信できる場合に関しては、31条ガイドライン分科会で整理中。  
その結果を踏まえて、政令が定められることになる（詳しくは後述）。
- 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信できない。
- 公衆送信にあたっては、送信された資料が第三者に拡散されるなどの不正行為を防止・抑止するために措置を講じることが求められている。

# 条文の新旧対照④

【改正後の条文】 第31条第3項 [特定図書館等の要件；今回新設]

前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

- 一. 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
- 二. 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。
- 三. 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
- 四. 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
- 五. 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

## 31条第3項の改正ポイント

これまでも行ってきた、図書館資料の複製ができる図書館の条件と比べると、サービス開始にあたり図書館に求められる要件が多い。

これらの要件を具体化するための協議が現在進められている。  
(図書館側・権利者側で大筋合意済み)

著作権法施行令第1条の3

(参考)

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（カッコ内省略）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（カッコ内省略）を用いて著作物を複製することができる。

文化庁「著作権法の一部を改正する法律 新旧対照表」p.29

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03\\_hokaisei/pdf/93181001\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_04.pdf)

## 条文の新旧対照⑤

【改正後の条文】 第31条第4-5項 [今回新設]

4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

# 条文の新旧対照⑥

【改正後の条文】 第104条抜粋 [指定管理団体についての各規定；今回新設]

10の2 第三十一条第五項（カッコ内省略）の補償金（カッコ内省略）を受ける権利は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（カッコ内省略）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）によつてのみ行使することができる。

10の4 第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

# 指定管理団体についてのより詳しい規定

## 第104条 10の3

指定管理団体が備えるべき要件  
権利者の利益を代表すると認められる団体を構成員とすること、  
非営利であることなど

同

## 10の4第3項

補償金の申請前に「図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるもの」に意見聴取

同

## 10の4第5項

文化庁長官は認可にあたり、文化審議会に諮問しなくてはならない

指定管理団体の他の例→「授業目的公衆送信補償金等管理協会」(SARTRAS)  
(参考：<https://sartras.or.jp/>)

# 図書館資料のメール送信等開始に向けた 議論・準備のプロセス

# ここまでの進捗状況

- 2021/10 「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」（以下、「協議会」）の第1回全体会
- 2022/1～ 詳細を検討するために、下部組織として4つの分科会が立ち上がり、それぞれ複数回の会合を実施。
- 2022/9 協議会の第2回全体会。各分科会から、ここまでの決定事項・継続審議事項の報告。ここまでの決定事項の公開方法に関する調整。指定管理団体の立ち上げ
- 2022/9-10 図書館関係者向けの説明会の開催

各分科会の各回審議内容は、JLAのWebサイト & メールマガジン（会員のみ）を参照。

<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

# 関係者協議会の構成①

全28団体で構成

**図書館側** : JLA著作権委、NDL、国公私著作権検討委員会、  
全公図、専門図書館協議会、日本博物館協会、  
全国美術館会議の7団体

**権利者・出版社側** : 日本文藝家協会、美術著作権連合、書協、雑協など19団体  
教育委員会連合会 : 2団体

+

**オブザーバ** : 全国知事会、国大協、日本複製権センターなど13団体  
文化庁著作権課

参考 : 日本図書館協会Webサイト「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」  
<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

## 関係者協議会の構成②

共同座長制での運営

権利者側の座長：日本書籍出版協会 村瀬拓男氏

図書館側の座長：JLA著作権委員会 小池信彦委員長

参考：日本図書館協会Webサイト「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」  
<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

# 4つの分科会

座長：権利者側  
副座長：図書館側

1. 31条ガイドライン分科会
2. 補償金分科会



検討内容を  
踏まえて議論

座長：図書館側  
副座長：権利者側

3. 特定図書館等分科会
4. 事務処理等スキーム分科会



検討内容を  
踏まえて議論

- 各団体が派遣できる委員は、1分科会あたり1名。複数分科会の兼任可。  
（大学図書館著作権検討委員会は、全ての分科会に委員を派遣。補償金分科会副座長）
- 各委員は、自分の所属する以外の3つの分科会に陪席可能  
そのほか、各団体2名程度が各分科会に陪席可能
- このほかに、実務レベルの協議の場を新設予定（2022/10ころ？）

# ここまでの協議内容

## 31条ガイドライン分科会 協議のポイント

1. 送信することができる著作物の分量、送信分量が限定される場合
2. 送信対象から資料が除外される基準
3. 資料の全部の公衆送信が認められる範囲

…といった事柄について協議し、ガイドライン化する。



## 31条ガイドライン分科会 協議状況①

政令で定めるべき事項について、先行して協議を進めている。

→第31条第1項第1号（複製）・第2項（公衆送信）の、  
「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」

- 発行後相当期間経過後の定期刊行物に掲載された著作物
- 複製等の範囲内に存する写真（美術の著作物等の複製を含む）、  
図版等の著作物（公衆送信のための複製時における解像度の設定等に  
照らし、調査研究の目的を逸脱しないと認められるもの）
- 複製等の範囲内に存する、分量が極めて少ない著作物  
（短歌・俳句・コラム記事などの著作物を想定）



## 31条ガイドライン分科会 協議状況②

今後、継続協議する事項

### ①31条2項「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」 に該当するもの

著作物の種類、公衆送信の実施状況、著作物の用途、公衆送信の態様などを踏まえて検討。  
具体的には、以下を除くことを検討している。

- 商用公衆送信サービス対象資料（指定管理団体がリストを提示）
- 楽譜
- 地図
- 画集・写真集等



## 31条ガイドライン分科会 協議状況③

今後、継続協議する事項

②保護期間が満了している著作物（許諾不要・補償金支払不要）  
の扱いをどうするか

- 保護期間が満了しているか否かの確認方法
- 保護期間が満了しているかどうか分からない場合の取扱い
- 補償金の追徴及び返還について

# 補償金分科会 協議のポイント

- 補償金額の料金体系・水準
- 補償金徴収と権利者への分配

※補償金額についての具体的な協議・合意形成は行えない

(独占禁止法に抵触するおそれがあるため)

権利者側・図書館側の意見交換の場、という位置付け

# 補償金分科会 協議状況



現状の算定方法案（著作物の種類ごとに、2つの考え方のどちらかを適用）



参考：「早わかり図書館等公衆送信サービス」p. 18（9/30 図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会 配布資料）

[https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20220930\\_toshokankoshusoshin.pdf](https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20220930_toshokankoshusoshin.pdf)

# 特定図書館等分科会 協議のポイント

- 特定図書館が満たすべき具体的な要件・基準（第31条第3項）
  - 責任者の配置（第1号）
  - 研修項目・実施方法等（第2号）
  - 利用者情報の適切な管理（第3号）
  - データの目的外利用の防止・抑止措置（第4号）  
（図書館からの誤送付などを防止する措置）
  - 業務を適正に実施するために必要な措置（第5号）
- 利用者が登録すべき情報（第31条第2項）
- データの不正拡散防止・抑止のための措置（第31条第2項第2号）  
（利用者によるデータの不正拡散などを防止する措置）



# 特定図書館等分科会 協議状況①

## 責任者の配置

- 館長又は公衆送信に関する業務の適正な実施に責任を持つ職員のうち、館長が指名する者。
- 同一設置者による複数の図書館については兼任可。

## 研修項目・実施方法

- ガイドライン・補償金制度に関する内容（解釈・運用含む）
- サービス運用・実務に関する内容
- 各特定図書館等の責任において実施する  
←共同での開催を妨げない。文化庁の協力を仰ぐことができる。



## 特定図書館等分科会 協議状況②

### データの目的外利用防止・抑止

- 利用者への利用規約の説明・同意を取る
- セキュリティ管理等を適切に行うための内部規定を定めること  
(組織内の既存の規定を準用可)

最低限定めるべき項目：

データに記載する内容等、誤送信対策、データの保存期間 など

### 業務を適正に実施するために必要な措置

- 今後、必要に応じて検討

### 利用者が登録すべき情報

- 氏名、連絡先（住所、電話番号又はメールアドレス）



# 特定図書館等分科会 協議状況③

## データの不正拡散防止・抑止

不正拡散の防止等について定めた利用規約への同意を求める

### 利用規約に定めるべき事項

- サービスを第三者に利用させない、第三者にデータを送信しない等
- 利用規約違反や不適切利用が判明した場合は利用停止等の措置を講ずる

### 電子ファイルに対する措置

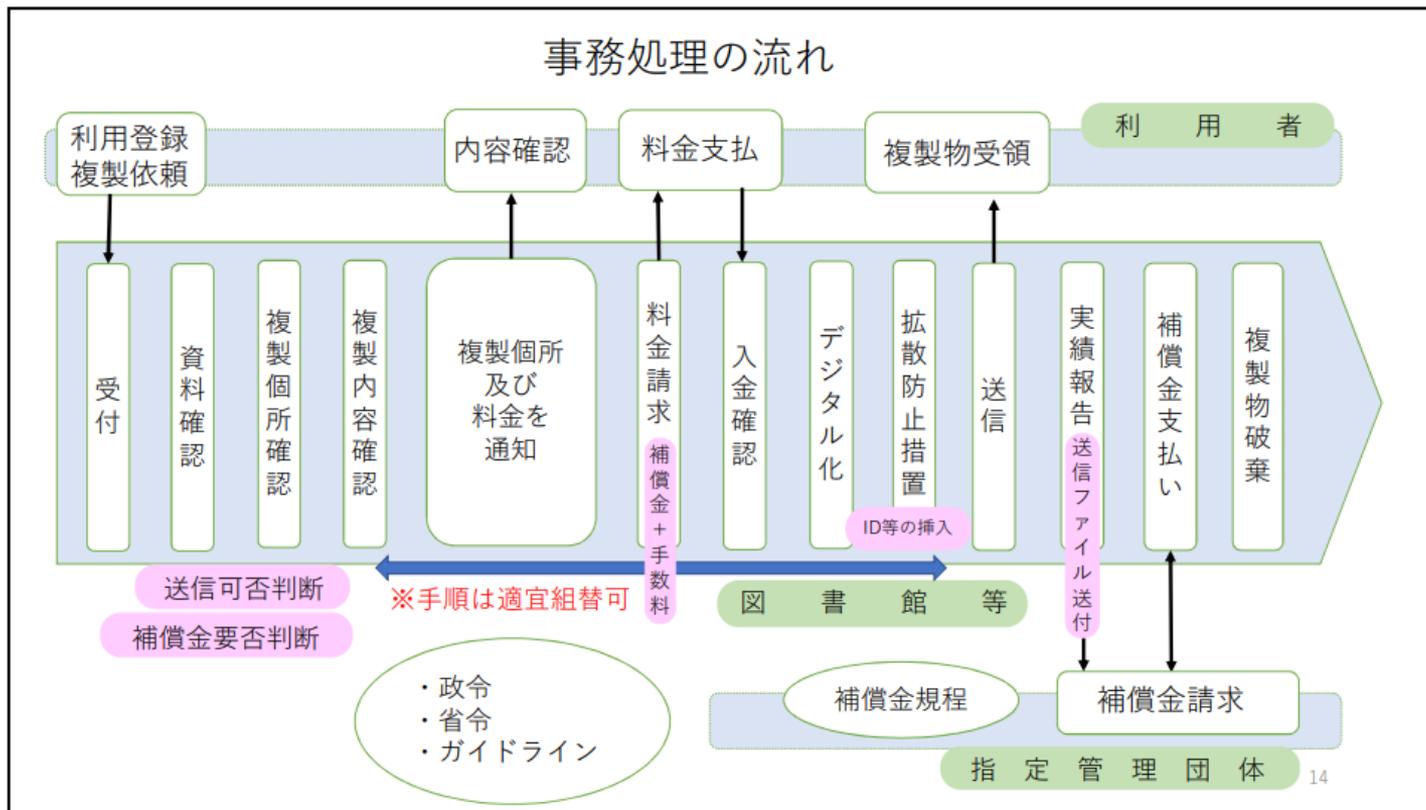
- 全ページのヘッダーに利用者IDを挿入
- 全ページのフッターにデータ作成館名、データ作成日を挿入

※技術的進展等の環境変化に応じ、追加の措置導入を検討する

# 事務処理スキーム等分科会 協議のポイント

公衆送信サービスの各段階で特定図書館等が行う作業の具体化

- 申し込み受付
- 送信可否判断（31条ガイドラインに沿った判断）
- 補償金要否判断（著作権保護期間内か）
- 複写箇所特定・複写
- 補償金額算定～料金提示～入金・確認
- データ送信
- 指定管理団体への送信実績報告・補償金支払い



参考：「早わかり図書館等公衆送信サービス」p. 7 (9/30 図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会 配布資料)



## 事務処理等スキーム分科会 協議状況②

- それぞれのステップで行うべき作業について、標準的な手順を示すもの。各館の事情により適宜変更可。
- 他の分科会での協議内容に連動して変更がありうる。
- 利用者から図書館への支払い方法はどうか？
- 指定管理団体でのチェックのため、送信実績と利用者に提供したファイルを提供する必要がある。
  - 著作権法第30条4項による提供  
(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

# 今後のスケジュール（見込み）



時期	行うこと
2022/9～10	<p>協議会全体会（第2回）で、各分科会でこれまで審議した内容を報告し、これまでの決定事項の公開方法について協議。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 図書館向け説明会の実施</li><li>• 引き続き各分科会などで協議を進める 同時に、実務レベルでの検討の場も立ち上げ予定</li></ul>
2022/12頃まで？	<ul style="list-style-type: none"><li>• 指定管理団体の設立、本格的に活動開始（年内に補償金額の認可）</li><li>• 政令の施行（11/5までパブコメ募集、その結果を受けて改正手続きへ）</li></ul>
2023/1～3まで？	<ul style="list-style-type: none"><li>• ガイドラインの策定</li><li>• 特定図書館の研修を開催（詳細未定）</li><li>• 特定図書館等において、指定管理団体に対しサービスの実施を届出？</li><li>• そのほか、各特定図書館等での準備作業</li></ul>
2023/4以降？	<p><b>法の施行以降、公衆送信サービス開始可能に</b></p> <p>※施行は「公布の日（2021/6/2）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」→遅くとも2023/6/1</p>

参考：「早わかり図書館等公衆送信サービス」p. 20（9/30 図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会 配布資料）

[http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20220930\\_60\\_oshokankoshusoshin.pdf](http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20220930_60_oshokankoshusoshin.pdf)

※内容スライドは  
当日のみ

今後の流れ（予想）

・

まとめ

**今回の改正（+著作権法全般）について  
より詳しく知るために**

## 日本図書館協会Webサイト

- 図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会  
(2022/9-10。第1回説明会の記録動画あり)  
<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku//tabid/988/Default.aspx>
- 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会  
<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

### 第108回全国図書館大会 群馬大会 特別報告

「著作権法の改正は、図書館サービスにどのような影響を与えるか」

<https://g-regi.jp/108th-taikai/page-38/>

後日、報告記事等の公開見込み。

昨年(2021)の第107回全国図書館大会でも講演を実施。

『全国図書館大会山梨大会』(2022.3発行)に詳細な記録あり。

## 文化庁Webサイト

- 著作権制度に関する情報  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>
- 令和3年通常国会著作権法改正について  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisai/r03\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisai/r03_hokaisei/)

## 国立国会図書館Webサイト（第31条4号関係）

- ニュース「2021年12月22日「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」の公表について」

[https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/211222\\_01.html](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/211222_01.html)

- 「資料デジタル化に関する協議」  
（←NDLの資料デジタル化に関して、これまでの経緯がまとまっています）

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html>

# 大学図書館著作権検討委員会

[https://julib.jp/docs/copyright\\_docs](https://julib.jp/docs/copyright_docs)

## 大学図書館における著作権問題Q & A

現在、2022.8の第9.1版が最新（著作権保護期間延長への対応）

※今回の第31条改正に対応した改訂は、ガイドライン等ができ、  
制度の運用が固まってからになります。

## 著作権法周辺の政策動向（おまけ）

- 文化審議会著作権分科会 & 各小委員会（オンラインで傍聴可）
- 政府・内閣府の政策資料など

…正直、少し敷居は高い（法律の専門家でない人には特に）  
現在、著作権法やその周辺領域で何が起きているか、  
これからどんなことが問題になりそうかを知ることができる。

トピックの全てが図書館に絡んでくるわけではないが、  
知っておいて損はない。  
政策についての知識は、ポジションが上がってからも役立つ。

### 【最近のトピック】

- 研究目的の権利制限規定の新設
- 簡素で一元的な権利処理のための仕組み  
→ ネットクリエイターなどへの対価還元